

平成20年度よりスタートした特定健診・特定保健指導は平成24年度で第1期(5ヵ年)計画が終了し、平成25年度からは第2期目を迎えることになりました。[対象 40歳~74歳の方々]

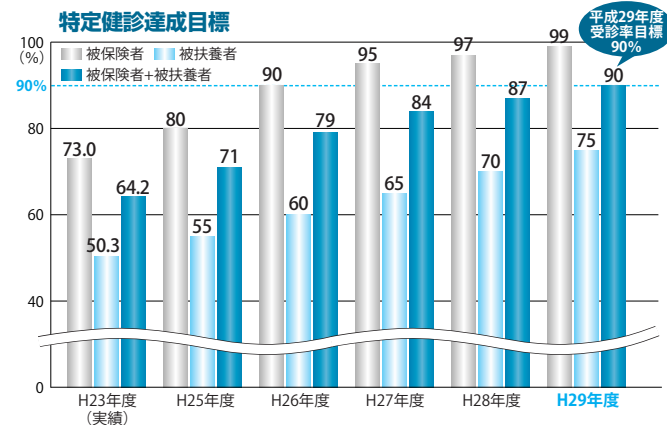
### 特定健診についての対応

#### (1) 特定健診とは

国民生活の質の維持および向上を図りながら医療費の伸びの抑制を実現することを目的として、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病を予防するために保健指導を必要とする者を抽出するための健康診査です。

#### (2) 達成目標は

国の参酌基準の平成29年度受診率目標は90%であり、これを達成すべく当健康保険組合の目標は下記のとおりとします。



#### (3) 被保険者に対して

労働安全衛生法に基づき事業主が実施する定期健診の結果を提供ルート、提供時期、提供媒体などを決め、もれなく受領できることを依頼します。

被保険者の勤務先が多方面におよぶために特定健診対象者リストを毎年度作成し、事業主にリスト対象者の特定健診結果データ提供を働きかけます。

#### (4) 任意継続被保険者、被扶養者に対して

健保が実施する健診(基本健診+オプション健診)の受診率を高めるため、下記の取り組みを強化しています。

- ・30歳以上の被扶養者(配偶者)への健診の案内と受診勧奨
- ・事業主や事業所への協力要請(事業主⇒被保険者⇒被扶養者のルートでの受診勧奨)
- ・契約健診機関や巡回健診の代行先との協力
- ・自治体やパート先、かかりつけ医療機関で健診・受診している被扶養者からの結果提供の呼びかけ

#### (5) 結果データの保管

健診結果のデータは1回/年、国に電子データで報告することが義務づけられているため、被保険者・被扶養者分とも電子データの形で提供を受けて保管します。



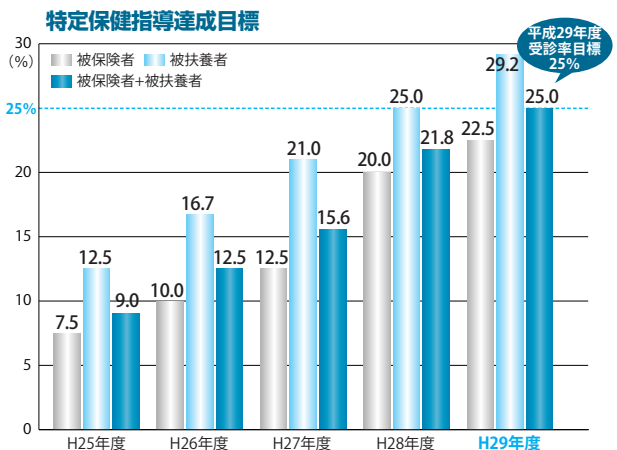
### 特定保健指導についての対応

#### (1) 特定保健指導とは

特定健診結果から、生活習慣病を発症するリスクをかかえた対象者に対して、医師・保健師・管理栄養士(看護師)が、生活習慣を見直すための行動変容につながる保健指導を行うことをいいます。

#### (2) 達成目標は

国から示されている5年後の平成29年度保健指導実施率は60%であります。当健保組合としての目標を下記のとおりとします。効果的な実施が望ましい中で、加入事業所が全国に散在し集中実施が難しいことから生活習慣の改善・働きかけで対象者の増加を防ぎ、減少に努めるなど独自の目標を立てております。



#### (3) 保健指導方法について

被保険者、被扶養者ともに外部の保健指導機関に委託して実施します。

#### (4) 結果データの保管

特定保健指導の結果データについても、健診結果データと同様、電子データの形で保管します。

### 特定健康診査等の円滑な実施を確保するためのお願い

被保険者、被扶養者、事業所、健診機関との連携強化を図ります。

- ・特定健診制度へのご理解をお願いします。
- ・健診結果データ媒体の完全電子化(XML形式)提供にご協力をお願いします。
- ・特定健診対象の方のリストを事業所別に送付しますので健診結果データの集約にご協力をお願いします。
- ・当健保を通さない受診の方は特定健診データのご提供をお願いします。

### 個人情報の保護

特定健診・特定保健指導の実施に当たっては、大陽日酸健康保険組合の「個人情報保護管理規定」を遵守し、個人情報の保護に努め、外部委託機関とは個人情報保護管理の認識と共有化を図り、個人情報の漏洩に万全を期すことを業務委託契約書に明記しています。